経　営　申　告　書

標茶町税条例第１４６条の規定により、「入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告」を下記のとおり申告します。

１．住　　所　　川上郡標茶町字

２．名　　称

３．個人番号又は法人番号

４．営業開始年月日　　令和　　年　　月　　日

５．鉱泉浴場施設の所在地　　川上郡標茶町字

（申告先）標茶町長　　佐 藤 吉 彦

令和　　年　　月　　日

特別徴収義務者
住　所
氏　名